

保育所等訪問支援 をご利用ください



◆保育所等訪問支援とは・・・

現在、保育所・幼稚園等に通われているお子さんで、集団生活への適応等で気になる行動がある場合に、ほなみ園職員が当該施設を訪問して支援を行うサービスです。

◆相談内容は・・・

- ・落ち着きがなく、集団行動に参加しにくい
- ・お友達や先生とのコミュニケーションがとりにくい など…



◆具体的な支援方法

お子さんの集団生活への適応のために

- ・本人に対する支援
- ・訪問先施設の職員に対する支援
(支援方法の提案や助言等)

◎「個別支援計画」を作成し、保護者や保育所等と情報共有しながら、お子さんに対する支援の在り方を検討してすすめていきます。

※訪問の頻度は、2週間に1回程度を目安としています。(お子さんの状態や時期によって頻度は変化します。)

◆対象は・・・

大崎圏域(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)にお住まいで、大崎圏域の保育所や幼稚園等に通っているお子さん

◆費用について

児童福祉法に基づく障害児通所給付費の利用負担額

※サービスの提供に要した費用の原則1割(所得によって自己負担の上限があります。)

※令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、**対象児童は満3歳になった後の最初の4月から就学までの3年間、利用者負担が無償になります。**

◆利用までの流れ

サービスを受ける前に、お住まいの市町(福祉担当課)に申請し、「通所受給者証」の交付を受ける必要があります。

① お住まいの市町窓口へ申請。



② 通所受給者証が発行されたら、ほなみ園と利用に係る契約を締結。



③ お子さんが在籍している保育所等と打ち合わせ後、児童発達支援管理責任者が「個別支援計画」を作成します。



④ 訪問支援の開始

児童発達支援管理責任者・訪問支援員が保育所等へ訪問します。

※訪問支援員は、障がい児施設で指導経験のある保育士が行います。



⑤ 「個別支援計画」は6か月おきに評価し、見直しを行います。



⑥ お子さんの様子や今後の課題と解決に向けた取り組みについて、保護者・訪問先の職員と話し合いを行った上で、新たな計画を作成し、それに基づき訪問支援を行います。

お気軽に
ご相談ください♪

児童発達支援センター
大崎広域ほなみ園

〒989-6322

大崎市三本木南谷地字要害 336 番地 1

TEL : 0229-53-2050

FAX : 0229-53-2051

